

コンプライアンスのご提案



車庫証明

出張封印

自動登録

自動車
各種業務

正しい
駐車場で
きちんと
車庫証明



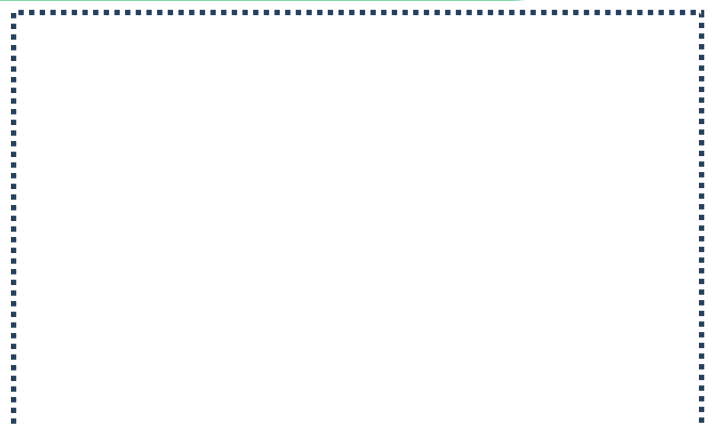
千葉県行政書士車庫部会

ホームページアドレス

<http://www.syakobukai.com/>

ウェブで検索「車庫部会」

→『千葉県行政書士 車庫部会』



面倒な**車庫証明**の手続は ⇒



自動車の変更登録を行うためには、管轄の警察署で車庫証明(自動車保管所証明書)を取得しなければなりません。



自動車保管場所の確保に関する法律 第3条(保管場所の確保)

自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第十一条第一項を除き、以下同じ。)を確保しなければならない。



必要な手続き

車庫証明の取得のためには以下の手続が必要です。



車庫証明 (自動車保管場所証明書)

新しい住所(厳密には保管場所)を管轄する警察署において、車庫証明(自動車保管場所証明書)を取得します。申請と交付で2回行くことになります。

申請に必要な書類

- 自動車保管場所証明書(正副の2通)
 - 保管場所標章交付申請書
 - 保管場所の所在図及び配置図
 - 保管場所が使用できること(使用権限)を明らかにする書面
- ※その他必要に応じてその他の書類が必要な場合があります。

車庫証明を取得して
違法駐車を無くそう!





道路運送車両法 第12条 (変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。



道路運送車両法 第109条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十二条第一項、第十三条第一項又は第十五条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者



煩雑な車両変更登録は ⇒



申請に必要な書類

- 申請書 OCR 様式1 (運輸支局・車検場で入手可能)
- 手数料納付書 (運輸支局・車検場で入手可能)
- 車検証原本
- 住民票等 (車検証の住所が確認できること)
- 自動車保管場所証明書 (警察署で発行)
- 委任状 (代理人が行う場合)

面倒な
変更登録を
引受けます！



自動車税について

自動車税は、自動車の主たる定置場の所在する都道府県において、その所有者に課される税金で道路を利用することに対して、その整備費などを負担する性格を持つ地域の大切な財源の一つです。

きちんと、変更登録をして、正しい定置場で自動車税を納税しましょう。



その他自動車関係業務 ⇒



- ・ 一般貨物自動車運送事業許可申請業務
- ・ 第一種貨物利用運送事業登録申請業務
- ・ 貨物軽自動車運送事業経営届申請業務
- ・ 貸切(特定)旅客自動車運送事業許可申請業務
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送限定)(介護タクシー) 許可申請業務
- ・ 自動車解体業許可申請業務
- ・ 産業廃棄物収集・運搬業許可申請業務 (積替・保管を除く)
- ・ 自動車部品ヤード内保管届業務
- ・ 自動車運転代行許可申請業務
- ・ 古物商許可申請業務

出張封印で
問題解決！

クルマの



変更手続・移転手続は

お済みですか？

自宅・会社でナンバー

★出張封印★

変更ができます！



車両を自動車登録事務所へ持ち込むことなく、ご依頼人の車庫などで新しいナンバーを取り付けることができます。

よって、ナンバー取付けは、ご依頼人の都合により、平日夜間もしくは土・日・祝日に行くこともできますので、ご依頼人の負担が大幅に軽減されます。

※出張封印は、各ナンバーセンターと契約している行政書士が行うことができる制度です。

写真 ナンバー取付・封印



千葉県行政書士車庫部会



ホームページアドレス

<http://www.syakobukai.com/>

ウェブで検索「車庫部会」

→『千葉県行政書士 車庫部会』

